

近世における玖珠郡小田村の構造

佐藤 節

本稿は、近世封建制崩壊期における日田幕領下の一農村について、残存せる史料の一部を整理し、主として農民構造の面から、封建権力の重圧のもとに歪められた後進地農村の姿に一考察を加えようとするものである。

一、

玖珠郡小田村は、本誌三号において、とりあげた四日市村の西南に位置し、南に万年山、北は玖珠川にはさまれた東西に長い山麓の台地上にある村で、嘉永三年のものと思われる文書によると、村高九四四石七斗程のうち、六七四石五斗余り、すなわち五九町一反程の田地と、二七〇石程の畑地（面積不詳）によつて農業が営まれていた村である。

この村も、先の四日市村の場合と同じく村明細帳の類を欠くため、その農業経営の様相は明らかでないが、残存する諸御用留帳に散在する農作物名をあげると、米・麦・粟・大豆の外、茶・綿・菜種・芋・小豆・そば・漆・桑・三叉・芋等

近世における玖珠郡小田村の構造

がみられ、このうち特に往時は粟の産地として知られていた^①。

中心農業である稲作は、一五町程が中稻を、二九町余りが晚稻を作っていた。寛政五年間から安政年間までの間、この地方で作られた稲で記録に残っているものは、早稻では、赤わせ・白川・くすわせ・八幡わせ・中稻は・めくる・谷くら・万石・後白川・豊前弥太・晚稻は・小屋六・今村・内なべ・三平・阿べ弥立・新山・細工箱糯・馬糯・みのかけ糯・赤糯等があり農業進歩の程をうかがわせる。しかも畑作を中心とする眞祖の金納は、先進地の商業的農業と異なつた性格を以て、商業的農業の進展を強制する。それは干鰯を主とする金肥の使用を大きくとり入れた経営でなく、推肥・厩肥人糞尿が主体であり、わずかに小ぬか・油かすの類を使用する段階であり、原田敏丸氏の分類に基づけば、日田を中心とした地域類型のうちのC地区、すなわち都市、都市周辺地農村

I 小田村の變化

近世における珍珠郡小田村の構造
 山間部農村の最後の型に、やや都市周辺地農村に近い型で属するものと思われる。

	文化8年 1811	文政4年 1821	天保2年 1831	天保13年 1842	安政6年 1859
毛付高(石)	943.1532	944.6974	944.6974	944.6974	不明
自村百姓持高(〃)	741.735	748.5199	742.5336	742.5339	844.3582
他村江入作高(〃)	96.1532	89.8565	89.8565	89.8564	5.5285
村惣作高(〃)	105.837	106.321	115.758	115.758	107.5836
総戸数	130	144	141	132	144
本百姓数	120	136	134	127	135(?)
水呑数	8	6	5	3	6(?)
社寺数	2	2	2	2	3(?)
総人数	494	519	544	569	629
男数	289	303	285	286	327
女数	205	216	259	283	302
前年出生数	7	12	10	6	10
〃転入数	14	8	13	12	6
〃死亡数	15	12	13	5	5
〃転出数	8	8	12	4	3
牛数	75	87	84	93	80
馬数	10	9	13	14	12

表Iは、十九世紀前半の封建制崩壊期における小田村の構造を表にしたものである。この表にみられる自村百姓持高の増大、他村江入作高の減少、人口の増大は、商業的農業の進展と深い関係にあると思われるが、特に女子人数の増加は注意を要するであろう^④。また江戸中期から日田代官の手によつてさかんにされた林業も、万年山麓の杉林の存在とあわせ考慮するべきであろう。村惣作は、文政七年の「村惣作田畑小作人立帳」^⑤によると、田地年貢高一五石一料程を一〇名、畑地年貢高四石四料余り(代金八四八匁四分)を一人のいづれも三石以下の農民によつて耕作されており、数字的な疑問はあるが、そのある部分が共同耕作地でなく、「村内の高少く勞力に余裕のある層に小作に出し、その小作料を年貢にあて」^⑥たものであり、村惣作田畑の或るものは、年貢未納が累積して耕作放棄されて出来た土地もあるらしく思われる。なお本百姓の一戸は、酒造業もかねており、天明六年の「酒造商売之儀ニ付書出帳」によれば、

酒株 元録十五年酒造高 三拾石

一、己年酒造高 八拾石 貞兵衛

此酒 六拾四石

となつており、この酒屋は現在まで続いている。この外には、めぼしい商売を営んでいたものはないようで、寺一、社家一（後に二）があり、ともに持高が記され、年貢を納めていた。

二、

表Ⅱは、小田村における農民の構造を、その持高によつて分類したものである。表にみられる如く、この村において最も多数をしめる農民は、文化八年では二石一四石の持高を持つ農民で、その一戸当り人数は四人弱となつており、十年後の文政四年には二石台を頂点として一石一三石台に集り、更に十年後の天保二年には一石台と三石台に分解し、それより十年後の天保十三年以後には七石以上の上層農民の一部が転落しながら五石台にその最多数農民が集中していくことが指摘される。これは勿論凶作の多かつたこの時代の農民構成が農民分解を通してその安定的な方向におこなわれたと理解すべきなのであるが、それにしても、各家ごとの変化をたどると甚だ不安定であり、特に一石以下の百姓の如きは、各年ごとに宗門御改帳上では不明になり、その変化すらたどりがたく、新しい一石以下の百姓といれかわる有様で、一見、停

近世における政珠郡小田村の構造

Ⅱ 農民構造の変化

持高(石)	文化8年 (1811)		文政4年 (1821)		天保2年 (1831)		天保13年 (1842)		安政6年 (1859)		文久2年 (1862)	
	戸数	平均人数	戸数	平均人数	戸数	平均人数	戸数	平均人数	戸数	平均人数	戸数	平均人数
無	9	2.1	5	2.0	5	1.4	4	1.3	6	1.8	10	1.6
0.1~0.5	4	1.5	6	2.0	6	2.2	5	3.6	5	2.2	3	3.7
0.5~1	5	2.2	5	1.4	6	2.3	4	2.3	5	4.8	5	3.4
1~2	12	2.2	15	3.1	22	2.8	12	2.5	11	3.5	14	4.9
2~3	16	3.2	23	3.2	17	4.1	16	3.4	9	3.8	10	3.6
3~4	16	3.9	17	3.1	22	3.3	10	3.4	17	3.9	17	4.1
4~5	10	3.8	12	3.5	12	3.8	17	3.7	7	3.7	5	3.4
5~6	8	4.1	16	4.0	7	4.3	19	4.9	30	4.5	28	4.4
6~7	13	4.5	12	4.5	8	4.4	16	4.9	19	4.7	20	4.8
7~8	5	3.4	5	4.2	8	4.5	9	4.9	3	3.7	4	4.0
8~9	14	4.2	9	4.5	6	4.5	5	5.0	9	5.2	8	5.5
9~10	3	6.0	4	4.2	5	5.2	4	7.3	5	5.4	5	5.5
10~15	11	4.0	11	5.2	13	5.7	7	6.1	12	5.6	13	6.1
15~20	1	5.0	2	5.5	2	3.5	0	0	2	7.5	1	3.0
20以上	4	5.5	2	6.5	3	6.0	4	11.8	2	6.0	2	6.0
記載なし									2	6.0	2	3.0
計	131	3.8	144	3.6	142	3.8	132	4.3	144	4.4	147	4.4

滞的でありがちな農村社会内部にかなりはげしい浮沈、移動があつたことがうかがえる。これら下層農民に対応する地主が、

(文化八) 四九石八斗余

(文政四) 五四石四斗余

(天保二) 五五石四斗余

(天保十三) 五五石三斗

(文久二) 三〇石二斗余

の持高を示し、現在までその資産家としての地位を保つて
いる町家である。言い伝えによると町家は、江戸中期に小田
村より更に万年山奥の村から移住して来たものと言われ、高
利貸的資本と結びついて成長したとも言われているが、その
発展の様相はさだかでなく、文久二年以前は百姓組頭として
文久二年以後は、苗字帯刀を許された郷土的存在として登場
するのであつて、田畑集中のみでなく、その山林所有は広大
なものがあるがこの発展過程も未だ不明である。しかもこの
家族は、八名一五名でその労働人数は三一五名であり、奉公
人譜代百姓の類をないところから、明らかに寄生地主的性格
を帯びたものと考えられる。この外二十石台の家、十石台の

家も表にみられる如くあり、その割合は天保二年を例にとれ
ば表Ⅲに示される如くで、一石一四石持高の百姓層がこの層

Ⅲ 村落の構造 (天保二年)

持高(石)	持高	戸数	人数
0 ~ 1	0.6%	12.0%	6.3%
1 ~ 2	3.8	15.5	11.5
2 ~ 3	6.0	12.0	12.8
3 ~ 4	10.1	15.5	13.5
4 ~ 5	7.2	8.5	8.3
5 ~ 6	5.1	4.9	4.4
6 ~ 7	6.9	5.6	6.5
7 ~ 8	8.0	5.6	6.7
8 ~ 9	6.8	4.3	5.0
9 ~ 10	6.4	3.5	4.8
10 ~ 15	20.7	9.1	13.7
15 以上	16.4	3.5	6.5
計	100.0	100.0	100.0

に依存せざるを得なかつたことが理解出来よう。しかしなが
らその小作形態及び社会的結合が如何なるものであつたかは
甚だあいまいであつて、残存する二百点余の文書の解明とと
もに今後に残された課題である。たたいわゆる東北型農村と
比して、小作関係が複雑であり、強い隷属関係を持ちながら
も、その小作関係が多岐にわたるため、おのずから東北型の
隷属関係と異なつたものと^⑧考えられる。

なお万延二年、文久二年には別冊になつた「非人宗門御改

Ⅲ

家族類型による村落構造

(天保二年村田小)

持高(石)	家族分類										備考
	A	A'	B	B'	C	D	E	F	G	計	
0	1								4	5	分類 A (夫婦)又は(夫婦+未婚の子女) A' (夫又は婦)+(未婚の子女) Aの欠型 B (直系複数夫婦)+(未婚の子女) B' Bの欠型 C 傍系夫婦を有する場合 D A又はBに未婚の傍系親を含むもの(分家してA又はCのいずれをとるか不明のもの) E その他の血縁関係者を含む F 下男、下女非血縁者を含むもの G 独身者、婚姻関係なき不完全家族(欠型を除く)
~0.5	1	3							2	6	
0.5~1	2	2		1					1	6	
1~1.5	7	5	1				2		3	18	
1.5~2	1	1	1	1						4	
2~3	7	2	1	4	1	2				17	
3~4	9	1		6	2	2			2	22	
4~5	6		2	3	1					12	
5~6	5		1	1						7	
6~7	4		2	2						8	
7~8	2		1	3		2				8	
8~9	2		2	2						6	
9~10			2	1		1		1		5	
10~15	4	1	1	4	1		1	1		13	
15~20	2									2	
20以上			2		1					3	
計	53	15	16	28	6	7	3	2	12	142	

帳」なるものが存在し、夫婦と思われる年齢不明の二名の男女の記載があるが、彼等が如何にして社会生活を送り、地域社会の中にくみこまれていたかは不明で、恐らく地域的結合関係のない乞食的なものであつたように推察される。

三、

近世封建制末期における農村家族は、血縁家族四、五名のものが最も多く、しかも単偶家族が支配的な形であることは古島敏雄氏の指摘^⑨するところであるが、天保二年の小田村においても、先の四日市村の場合と同じく、直系単一家族または二世代の直系複数家族が支配的であることは表Ⅲに示されるとおりである。この中で直系単一家族の欠型であるA'、すなわち父母のいずれかを欠くものが、持高三石以下に多い事は特に注意を要するであろう。この十四戸のうち父を欠くもの四戸、うち二戸は当戸が二九才、三一才の妻帯なき男子であり、他の二戸は十五才、十才の男子とその弟弟と母からなる二、三人家族であり、他の十戸は母を欠くもので、そのうち二十才をこえる子女と父によつて構成される家が七戸、三才―十七才台の子と父とからなる家が三戸で、この構成をみると、A'型は死亡もしくは離別による欠型で、出稼等によ

るものとは考え難い。また一石五斗以下に多いG型中、独り身の家族は十一戸で、うち女の独身家族は三戸、三七才(イ)四四才(ロ)六九才(ハ)で四年後の天保六年には、イ家が十二才の男子を子として持ち、ロ家は夫を迎えて^⑩宗門御改帳に記載されているが、ハ家はその存在が明らかでなく、さらにその天保十一年には三戸ともその記載をみる事が出来ない。男子の独り者のみによつて構成される八戸のうち二十才以下二戸、四十才台一戸、五十才台二戸、六十才台二戸、七十才台一戸で、天保六年にその記載があるもの四戸で、三石四斗持の一戸(五十才台)のみは、天保六年以後、子夫婦、孫をふくむ九人家族となるが、天保二年の御改帳には子夫婦及び孫の記載はいづれにもなく、他部落より入聲か出稼ぎに行つていたかと思われる。

以上の如く過小農においてはその経済的貧困の故に、家族形態にも不安定的で弱少なものが多く、かつまた妻の座もはなはだ不安定であつたといえよう。

家族分類のF、すなわち下男下女等の非血縁者を家族内に含むものは二戸で、一戸は九石持の六人家族で組頭をつとめる家で、幼少子弟二名をかかえこの幼少子弟が十才をこえて

からその家族から姿を消すので、子守りの性格のものであつたように思われる。

今一戸は庄屋彦右衛門家で、天保二年の記載によれば、
一、人数十六人内男六人

女七人

持高十二石九斗五升六勺

彦右衛門

此わけ

彦右衛門	三八	下男	繁吉	四一
女房	みせ	女房	かお	三九
子	長次郎	子	梅次	三一
子	堅吾	女房	ろく	二二
下男	嘉助	子	はな	四
女房	すて	祖父	そた	六
子	七百歳	下男	源六	七四
		女房	貞右衛門	四六
		女房	この	三四

⑩となつており、子「梅次」は、他の年の宗門御改帳の記載例から下男と推定され、また祖父「源六」は、文化八年の御改帳に下男栄八父と肩書されており、家族持ちの下男がいた

近世における玖珠郡小田村の構造

ことが知られる。天保十一年になるとこの外に下男儀助とその妻子が加わるが、安政六年には庄屋血縁家族の外には、厄介と肩書されて文勇とその妻子四名が記せられている外は記載なく、儀介は独立した家として記せられており、他の下男は村中にその名を見出すことが出来ず他出したものと思われる。また下男、貞右衛門は天保以後記載にあらわれ、それ以前には貞右衛門より十五才年長の茂七が記されている。なお文化八年の御改帳には、組頭のうち二戸が下男をその家族内に含んでおりその一戸は十才の女子をつれた下男であるが、文政四年には姿をけし、天保二年には残り一戸もその家族から下男をなくしており、この時代にこうした下男の独立が進んだことを暗示している。

以上の如き下男、特に妻子を持つた下男は何を示すものであろうか。しかもそれを家族内に止めているところが十石以上、十五石までの百姓であり二十石をこす農家にはそのような下男がおかれていない点に注意したい。この妻子を持つた下男は、庄屋において納屋の二階、屋敷の裏の小屋に別居していた様子で、その性格は子供も成長すれば下男になつていく点から被官、譜代的な性格を有するものと考えられるが、

現在もこの地方の豊農層の勞働家族にくみこまれているオトコシ、オナゴシと呼ばれる前借による質奉公的な奉公人の存在から考えて、この様な質奉公下人もあつたと思われる。文化八年にみられた組頭のうちの下男は質奉公的なもの、庄屋のそれは被官的なものと質奉公的なものがあつたのではないかと考えられる。また儀助は、他所から来て庄屋を頼み親として住みつき後に独立したものと考えられる。

四、

以上、近世末の小田村において若干の考察を試みて来たごとく、進展する歴史的過程の中でたえず動揺しながら一石一三石持の百姓層が分解し五百石持百姓の増大となつてあらわれ、そこには広汎な零細農と五、六人平均の家族で二十石以上持つ富農とか小作関係を基軸とするヒエラルキーを結び、自作農上層と思われる十石持の役百姓に地主平均的な下男をふくむ家族をみる事が出来た。しかも庄屋彦右衛門が、質引当の形で寛政二年から嘉永四年までの約六十年間に三九件田地一町六反二畝、畑地六反四畝、山林三町六反八畝を吸収しながら次第に下男を放出していつたことは、地主平作をその経営形態とした隷農主的地主から高利貸的性格をそなえつ

つ寄生地主化してゆくというシエーマをそこにえがくことが出来る。

(本稿に利用した文書は、玖珠町小田の尾方文彦氏所蔵のものである。末尾ながら謝意を表する。)

註

1. 大分県史要豊後国志
2. 玖珠町四日市小幡氏、同町小田尾方氏、大分大学学芸学部森藩記録等の近世史料による。
3. 原田敏丸「日田幕領における都市と農村の社会・経済的構造に關する一考察」宮本又治編(九州経済史研究)所收
4. 天保二年では女子は四十才以上が男子にくらべ特に少い。
5. 文政二年・七年のもののみが残存
6. 古島敏雄「日本農業史」一七一頁
7. 奥書にある数字と実際に帳記されたものを集計した場合、数字に誤差があることはたびたび指摘されたところである。例えば戸谷敏之「近世農業経営史論」一八頁、兒玉幸多「近世農民生活史」ここでは表工のみは奥書を他は実際の記載を用いた。
8. 兒玉幸多「近世農業の大家族制度」(思想三〇二号)
9. 古島「家族形態と農業の発達」
10. 女の年齢に一つ差あり疑点あるもここにいれる。
11. 庄屋血縁家をまず連記のちに下男、その家族の記載順になつている。